
メンタルヘルス

動 向

2015年は我が国にとって、メンタルヘルスについて特筆すべき年になったと言えよう。12月1日に、一年半前の2014年6月25日に公布された労働安全衛生法の改正案が施行され、法的義務が課せられたストレスチェック制度が実施の運びとなった。厚生労働省は通達・指針等により制度の円滑な実施運用を図るように周知し、企業・産業保健に携わる関係者を含め、関連学会等でも討議が重ねられている。

世界保健機関（WHO）は7月にメンタルヘルス・アトラス2014年版を発表した。世界で10人に1人が精神疾患を抱えている一方で、保健医療従事者のうちメンタルヘルスに携わっているのは僅か1%に過ぎない。国の所得水準により人的資源に格差があるとしている。また、メンタルヘルスに関する各国の具体的計画や評価のための基準値などが呈示されている。

「心の病」で職場から離脱せざるを得ない労働者は年々増加している。多くがうつ病と診断され、容易に職場復帰が適わない人たちもいる。薬物療法についても、長期的に亘る服薬、多剤投与の是非、服薬を続けても寛解に至らない70%に上る治療抵抗性患者などについて、議論される場が見られるようになった。7月開催の第12回日本うつ病学会総会は、第15回日本認知療法学会と初めて同時開催された。うつ病治療の場で、認知療法・認知行動療法のエビデンスが集積されるようになり、薬物療法に併用することによって治療効果の増強や減薬が可能になることなどが報告された。

2014年6月成立、同11月施行された「過労死等防止対策推進法」について、それ以降2015年5月にかけて「過労死等防止対策推進協議会」が開催され、7月24日「過労死等の防止のための対策に関する大綱」が閣議決定された。これに即し～過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ～の実現を目指し各対策に取り組むとしている。当面の対策の進め方を掲げ、2020年までに「週労働時間60時間以上の雇用者の割合を5%以下」、「年次有給休暇取得率を70%以上」、2017年までに「メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を80%以上」とする。具体的数値で表した目標に早期に達成することを目指すとしている。

2012年に3万人以下となった自殺者数は、女性の自殺者数の減少率は男性のそれと比較しやや緩徐であるが、その後も漸減し2015年度は2万5千人台を切り、24,025人となった。

一方、精神障害に関する労災補償について見ると、請求件数は1,515件で前年度比59件の増となり、うち未遂を含む自殺件数は前年度14件減の199件であった。また都道府県別の請求件数では、居住人口数を考慮しても、神奈川県は東京都・大阪府に次いで第3位に位置している。出来事別に見るといじめや過重労働など、職場環境の悪化が原因となったものが目立っている。

現 状

当協会では法制化に伴い、従来より継続してきたストレスチェックに関わる事業について、受託・実施・解析・面接指導等の一連の流れに従い、円滑に運用し顧客の依頼に応じられるような幅広い分野に跨る要員で構成するプロジェクトチームを発足させた。2015年度末までに事業内容の細部に至る整備を進め、年度前倒しで従前よりの方式に基づく法に適用事業を開始した。

嘱託産業医業務を受託している事業場におけるストレスチェックの実施に伴い、実施者、或いは共同実施者としての産業医契約の見直し、整備等も行われている。

ライフサポートクリニックでの医師担当の長時間残業面談数は経年的に減少したままで推移しているが、メンタルヘルスに関わる面談は、契約団体における事例発生状況等に由来し10名余の増加となった。保健師による面談数が半減しているが、団体契約による来所数の減少によるもので、事業場出張時に社内で面談を実施しているため、実数は前年度並みであると言える。

保健師担当のMINI健診時面接は1団体増であったものの、対象職員の実数により前年比80%増となった。一方で職業性ストレス簡易調査のみの構成人員を多数有する1団体からの契約が無かったため、総計の団体数は前年と同数だったにも拘らず、実施数は60%以上減となっている。

メンタルヘルス教育は講師の人選、テーマ内容に工夫したものを呈示したが、参加人数の減少が避けられない現状となった。

メンタルヘルス事例検討会は恒例どおりに開催され、表4に示したテーマで、専門職・総務人事担当それぞれの参加者により活発かつ有意義な討議がなされた。

関係の集計表は164頁に掲載
